

(第一類 第七号)

衆議院

厚生労働委員会議録第二十一号

(四三二)

平成十六年六月九日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 衛藤 晟一君
理事 鴨下 一郎君 理事
理事 長勢 甚遠君 理事
理事 城島 正光君 理事
理事 山井 和則君 理事
井上 信治君
加藤 勝信君
木村 勉君
菅原 一秀君
棚橋 泰文君
能勢 和子君
平田 耕一君
三ツ林 隆志君
吉野 正芳君
泉 房穂君
海江田 万里君
五島 正規君
中根 康浩君
樋高 剛君
増子 輝彦君
古屋 範子君
山口 富男君
坂口 力君
谷畑 孝君
竹本 直一君
佐々木 知子君
宮武 太郎君

同(山井和則君紹介)(第三三〇八号)

十五歳未満の臓器提供を可能にするための臓器移植法改正に関する請願(後藤田正純君紹介)

(第三三〇九号)

戦没者の遺骨と遺品の返還に関する請願(井上和雄君紹介)(第三三一〇号)

同(川内博史君紹介)(第三三一二号)

同(橋本清仁君紹介)(第三三一二号)

総合的難病対策の早期確立等に関する請願(阿

部知子君紹介)(第三三二三号)

同(伊吹文明君紹介)(第三三二四号)

同(江田幸君紹介)(第三三二五号)

同(上川陽子君紹介)(第三三二六号)

同(鴨下一郎君紹介)(第三三二七号)

同(川端達夫君紹介)(第三三二八号)

同(木村義雄君紹介)(第三三二九号)

同(岸本健君紹介)(第三三二〇号)

同(北村直人君紹介)(第三三二一號)

同(近藤基彦君紹介)(第三三二二号)

同(坂本剛二君紹介)(第三三二三号)

同(小坂憲次君紹介)(第三三二四号)

同(鈴木恒夫君紹介)(第三三二五号)

同(中山義活君紹介)(第三三二六号)

同(中島泰子君紹介)(第三三二七号)

同(橋本清仁君紹介)(第三三二八号)

同(平田耕一君紹介)(第三三二九号)

同(鴨山由紀夫君紹介)(第三三三〇号)

同(平井卓也君紹介)(第三三三一號)

同(平岡秀夫君紹介)(第三三三二号)

同(橋本清仁君紹介)(第三三三三号)

同(平岡秀夫君紹介)(第三三三三四号)

同(藤田一枝君紹介)(第三三三三五号)

同(牧野聖修君紹介)(第三三三三六号)

同(宮下一郎君紹介)(第三三三三七号)

同(藤田一枝君紹介)(第三三三三八号)

同(宮下一郎君紹介)(第三三三三九号)

高齢者のホームづくりに関する請願(藤田一枝君紹介)(第三三三〇七号)

厚生労働委員会専門員

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣

同(柳屋敬悟君紹介) (第三三九四号)

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の整備に関する請願(阿部知子君紹介)
(第三三九五号)

同(五島正規君紹介) (第三三九六号)

同(近藤昭一君紹介) (第三三九七号)

同(佐藤公治君紹介) (第三三九八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

労働組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)

独立行政法人医薬基盤研究所法案(内閣提出第九五号)(参議院送付)

結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)(参議院送付)

薬剤師法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)(参議院送付)

○衛藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、労働組合法の一部を改正する法律案、内閣提出、参議院送付、独立行政法人医薬基盤研究所法案、結核予防法の一部を改正する法律案及び薬剤師法の一部を改正する法律案の各案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。坂口厚生労働大臣。

労働組合法の一部を改正する法律案
独立行政法人医薬基盤研究所法案
結核予防法の一部を改正する法律案
薬剤師法の一部を改正する法律案

[本号末尾に掲載]

○坂口国務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました四法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、労働組合法の一部を改正する法律案につ

いて申し上げます。

不当労働行為審査制度については、労働委員会における審査が著しく長期化していること、命令に対する取り消し率が高いこと等により、労使間の対等な交渉を可能とするための基盤を確保するという制度本来の趣旨が十分に実施できていない状況にあります。こうした状況にかんがみ、審査の迅速化及び的確化を図るために、労働委員会における審査の手続及び体制の整備等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申します。

第一に、労働委員会における審査体制の整備であります。

地方労働委員会について、条例の定めるところにより委員定数を増加させること等ができることがあります。

また、不当労働行為事件等について、中央労働委員会は原則として公益委員五人による議会で処理を行うこととともに、地方労働委員会についても同様の処理ができることとしております。

委員会は原則として公益委員五人による議会で議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。坂口厚生労働大臣。

第二に、審査手続の整備であります。

まず、計画的な審査を進めるため、労働委員会は、争点及び証拠等を記載した審査の計画を定めなければならぬこととしております。

また、迅速かつ的確な事実認定を行うため、労働委員会は、証人等の出頭や物件の提出を命ぜることができるとしております。

さらに、和解を促進するため、その手続等を整備することとしております。

第三に、物件提出命令に反して提出しなかつた場合において、正当な理由がない限り証拠として提出できないこととしております。

なお、この法律の施行期日は、平成十七年一月一日としております。

次に、独立行政法人医薬基盤研究所法案につ

いて申し上げます。

厚生労働省においては、国立試験研究機関の再編を進める中で、最先端のゲノム科学等を活用し、医薬品等の開発に係る基盤研究等を行う組織

の検討も進めてきたところであります。

一方で、規制と振興の分離の観点から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務から研究開発振興業務を早急に分離することが求められておりま

す。

このため、国立試験研究機関及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務の一部を移管、統合し、非公務員型の独立行政法人医薬基盤研究所を設置するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申します。

第一に、法人の名称を独立行政法人医薬基盤研究所とし、医薬品等の開発に資する共通的な研究、民間等において行われる研究開発の振興等の業務を行ふこととしております。

第二に、法人の資本金は、全額政府出資とし、その額は、法人が国及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構から承継する資産等の額としております。

第三に、法人の設立については、平成十七年四月一日を予定しておりますが、その準備に要する期間を考慮して、この法律の施行期日は、一部の事項を除き、公布の日としております。

第四に、結核予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第五に、結核患者に対し、薬剤を確實に服用するべきことを勧告し、これに従わないときは、当該職員に健康診断を行わせることができることとしております。

第六に、予防接種の前に行われるツベルクリン反応検査を廃止することとしております。

第七に、法の施行期日は、平成十七年四月一日としております。

第八に、この法律の施行期日は、平成十七年四月一日としております。

第九に、結核予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第十に、薬剤師法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

近年、医療の高度化、複雑化、高齢社会の到来、医薬分業の進展など薬剤師を取り巻く環境が大きく変化していく中で、薬剤師がより一層医療の担い手としての役割を果たすため、基礎的な知識、技術はもとより、高い倫理観、医療人としての教育、医療現場で通用する実践力など、その資質の一層の向上を図る必要があります。

このため、薬剤師養成を目的とする大学における薬学教育において、今般、学校教育法の一部改正法案が提出され、その修業年限を現在の四年から六年に延長することとなつております。

これに伴い、薬剤師国家試験の受験資格についても見直しを行うため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国及び地方公共団体は、結核に関する正しい知識の普及等を図ること等を明らかにすることとしております。

第二に、国は結核の予防の総合的な推進を図るための基本指針を定め、都道府県は結核の予防のための施策の実施に関する予防計画を定めることとしております。

第三に、定期健康診断の対象者を政令で定めることとともに、定期外健康診断について、都道府県知事は、一定の者に對し健康診断を受けねばならないときは、当該職員に健康診断を行わせることを勧告し、これに従わないときは、当該職員に健康診断を行わせることととしております。

第四に、予防接種の前に行われるツベルクリン反応検査を廃止することとしております。

第五に、結核患者に対し、薬剤を確實に服用するべきことを指導することとしております。

その他所要の見直しを行ふこととしております。

第六に、法の施行期日は、平成十七年四月一日としております。

第七に、この法律の施行期日は、平成十七年四月一日としております。

第八に、結核予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第九に、薬剤師法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

近年、医療の高度化、複雑化、高齢社会の到来、医薬分業の進展など薬剤師を取り巻く環境が大きく変化していく中で、薬剤師がより一層医療の担い手としての役割を果たすため、基礎的な知識、技術はもとより、高い倫理観、医療人としての教育、医療現場で通用する実践力など、その資質の一層の向上を図る必要があります。

このため、薬剤師養成を目的とする大学における薬学教育において、今般、学校教育法の一部改正法案が提出され、その修業年限を現在の四年から六年に延長することとなつております。

これに伴い、薬剤師国家試験の受験資格についても見直しを行うため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、薬剤師国家試験の受験資格を修業年限六年の薬学の課程を修めて卒業した者に与えることとしております。

第二に、経過的取り扱いとして、修業年限四年の課程に続きその修士課程を修了した者等が一定の要件を満たす場合には、薬剤師国家試験を受けうることができます。

以上、四法案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げました。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

○衛藤委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時八分散会

労働組合法の一部を改正する法律案

労働組合法の一部を改正する法律

労働組合法(昭和二十四年法律第二百七十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 労働委員会 第十九条 第二十

七条の四」を
第一節 設置・任務及び所掌事務の審査
第二節 不当労働行為事件の審査
第三節 離訟(第二十七条の二十六)
第四節 雜則(第二十七条の二十七)

務並びに組織等(第十九条 第二十六条)
査の手続(第二十七条 第二十七条の十八)
九 第二十七条の二十一)
十二 第二十七条の二十六)
めれる。

第七条中「左の」を「次の」に改め、同条第一中

「取扱」を「取扱い」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三号中「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かついで改め、同条第四号中「申立て」を「申立てて」に、「第二十七条第四項」を「第二十七条の十二第一項」に改め、「審問をし」の下に「若しくは当事者に和解を勧め」を加え、「取扱」を「取扱い」に改める。

第四章中第十九条の前に次の節名を付する。

第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等

道府県労働委員会に改める。

第十九条第二項中「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に改め。

第十九条の二第三項中「第二十六条及び第二

十七条の規定による」を「及び第二十六条の規定による事務、不当労働行為事件の審査等第七条、次節及び第三節の規定による事件の処理をいう。

以下同じ。」に関するに改める。

第十九条の十第一項中「第二十七条第十三項に規定する調査若しくは審問」を「第二十四条の二第六項の規定による手続に改める。

第十九条の十二の見出しを「(都道府県労働委員会)に改め、同条第一項中「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に改め、同条第二項中「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に改め、(東京都が設けるものに限る。)を削り、「大阪府が設けるものに限る。」又は各九人」を「各九人」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、条例で定めるところにより、当該政令で定める数に使用者委員、労働者委員及び公益委員各二人を加えた数のものをもつて組織することができる。

第十九条の三第五項及び第六項本文を「第十九条の三第六項」に、「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に、「第十九条の三第五項中「そのうち七人以上」とあるのは「公益委員の数が十三人の場合」に、「地方労働委員会にあつてはそのうち六人以上、公益委員の数が十一人の地方労働委員会にあつては

そのうち五人以上、公益委員の数が九人の地方労働委員会にあつてはそのうち四人以上、公益委員の数が七人の地方労働委員会にあつてはそのうち三人以上、公益委員の数が五人の地方労働委員会にあつてはそのうち二人以上」を「第十九条の三第六項」に改め、「常勤」とあるのは「条例で定めるところにより、常勤」に、「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に改め、「事務局長及び必要な職員」とあるのは「事務局長、事務局次長二人以内及び必要な職員」とを削り、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

んに改める。

第二十四条第一項中「第七条、第十一条及び第二十七条」を「及び第十二条の規定による事件の処理並びに不当労働行為事件の審査等次条において「審査等」という。」に、「に関する処分」を「の規定により準用する場合を含む」の規定に改め、たゞ書を次のように改める。

ただし、使用者委員及び労働者委員は、第二十七条第一項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定により調査(公益委員の求めがあつた場合に限る)及び審問を行う手続並びに第二十七条の十四第一項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定により処理に改め、たゞ書を次のように改める。

第二十七条第一項(第二十七条の十七の規定により和解を勧める手続に参与し、又は

第二十七条の七第四項及び第二十七条の十二第二項第二十七條の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定による行為をすることができる。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(合議体等)

第二十四条の二 中央労働委員会は、会長が指名する公益委員五人をもつて構成する合議体で、審査等を行う。

前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、公益委員の全員をもつて構成する合議体で、審査等を行う。

一 前項の合議体が、法令の解釈適用について、その意見が前に中央労働委員会のした第

五条第一項若しくは第十二条第一項又は第二十七条の十二第一項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定による処分に反すると認めた場合

二 前項の合議体を構成する者の意見が分かれたりため、その合議体としての意見が定まらない場合

三 前項の合議体が、公益委員の全員をもつて構成する合議体で審査等を行うことを相当と認めた場合

四 第二十七条の十第三項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定に

そのうち五人以上、公益委員の数が九人の地方労働委員会にあつてはそのうち四人以上、公益委員の数が七人の地方労働委員会にあつてはそのうち三人以上、公益委員の数が五人の地方労働委員会にあつてはそのうち二人以上」を「第十九条の三第六項」に改め、「常勤」とあるのは「条例で定めるところにより、常勤」に、「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に改め、「事務局長及び必要な職員」とあるのは「事務局長、事務局次長二人以内及び必要な職員」と読み替える部分に限る。」第二十四条第二項並びに第二十七条第十三項を「第六項(第十九条の三第六項)ただし書を準用する部分に限る。」第二十四条第二項及び第六項、第二十六条第二項並びに第二十七条の二十三に、「同条第四項」を「同条第六項」に改め。

第二十条中「第十八条及び第二十七条」を「及び第十八条」に、「外」を「のほか、不当労働行為事件の審査等並びに」に、「あつ旋」を「あつせ

(審査の手続の中止)

3 よる異議の申立てを審理する場合
船員中央労働委員会は、公益委員の全員をもつて構成する合議体で、審査等を行う。ただし、会長が指名する公益委員五人をもつて構成する合議体で、審査等を行うことができる。この場合において、前項の規定は、船員中央労働委員会について準用する。

4 都道府県労働委員会は、公益委員の全員をもつて構成する合議体で、審査等を行う。ただし、会長が指名する公益委員五人をもつて構成する合議体で、審査等を行うことができる。この場合において、前項の規定は、船員中央労働委員会について準用する。

5 都道府県労働委員会は、公益委員の全員をもつて構成する合議体で、審査等を行う。ただし、会長が指名する公益委員五人又は七人をもつて構成する合議体で、審査等を行うことができる。この場合において、第二項第一号及び第四号を除く)の規定は、都道府県労働委員会について準用する。

6 労働委員会は、前各項(第十九条の十三第四項の規定により準用する場合を含む)の規定により審査等を行うときは、一人又は数人の公益委員に審査等の手続(第五条第一項、第十一条第一項、第二十七条の四第一項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む)、第二十七条の七第一項(当事者若しくは証人に陳述させ、又は提出された物件を留め置く部分を除き、第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む)、第二十七条の十二第二項並びに同条第四項及び第二十七条の十二第二項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む)の規定による処分並びに第二十七条の二十の申立てを除く。次項において同じ。)の全部又は一部を行わせることができる。

6 中央労働委員会は、公益を代表する地方調整委員に、中央労働委員会が行う審査等の手続のうち、第二十七条第一項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む)の規定により和解を勧める手続の全部又は一部を行わせることができる。この場合において、使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員は、これ

らの手続(調査を行う手続にあつては公益を代表する地方調整委員の求めがあつた場合に限り)に参与することができる。

第二十五条第二項中「第五条、第七条及び第二十七条の規定に基づく」を「第五条第一項、第十一条第一項及び第二十七条の十二第一項の規定による」に、「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に改める。

第二十六条中「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に、「制定し、公布する権限を有する」を「定めることができる」に改め、同条に次の二項を加える。

2 都道府県労働委員会は、前項の規則に違反しない限りにおいて、その会議の招集に関する事項その他の政令で定める事項に関する規則を定めることができる。

第二十六条の次に次の節名を付する。
第二節 不当労働行為事件の審査の手続 第二十七条の見出しを「不当労働行為事件の審査の開始」に改め、同条第一項前段中「申立て」を「申立て」に改め、同項後段中「この調査及び審問の手続は、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとし」を「この場合において」に改め、同条第二項中「申立て」を「申立て」に改め、同条第三項から第十三項までを削る。

2 公益委員が事件の当事者の代理人であり、又はあつたとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、当事者は、除斥の申立てをすることができる。

(公益委員の忌避)

第二十七条の三 公益委員について審査の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、これを忌避することができる。

2 当事者は、事件について労働委員会に対し書面又は口頭をもつて陳述した後は、公益委員を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

(除斥又は忌避の申立てについての決定)

第二十七条の四 除斥又は忌避の申立てについては、労働委員会が決定する。

2 除斥又は忌避の申立てに係る公益委員は、前項の規定による決定に関与することができる。(除斥又は忌避の申立てについての決定)

3 第二十七条の三中「処分」の下に「第二十四条の二第五項の規定により公益委員がする処分及び同条第六項の規定により公益委員を代表する地方調整委員がした処分を含む。」を加え、第四章中同条を第二十七条の二十六とする。

2 第二十七条の三中「処分」の下に「第二十四条の二第五項の規定により公益委員がする処分及び同条第六項の規定により公益委員を代表する地方調整委員がした処分を含む。」を加え、同条を第二十七

十四とする。
第二十七条の次に次の十七条、一節、節名及び二条を加える。

(公益委員の除斥)
第二十七条の二 公益委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審査に係る職務の執行から除外される。

一 公益委員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者又は法人である当事者が事件の当事者の四親等以内の血族、三親等以内の姻族又は同居の親族であり、又はあつたとき。

二 公益委員が事件の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

三 公益委員が事件の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 公益委員が事件について証人となつたとき。

五 公益委員が事件について当事者の代理人であり、又はあつたとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、当事者は、除斥の申立てをすることができる。

(公益委員の忌避)

第二十七条の三 公益委員について審査の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、これを忌避することができる。

2 当事者は、事件について労働委員会に対し書面又は口頭をもつて陳述した後は、公益委員を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

(除斥又は忌避の申立てについての決定)

第二十七条の四 除斥又は忌避の申立てについては、労働委員会が決定する。

2 除斥又は忌避の申立てに係る公益委員は、前

第三十二条の五 労働委員会は、除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定があるまで審査の手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為についてはこの限りでない。

(審査の計画)
第二十七条の六 労働委員会は、審問開始前に、当事者双方の意見を聴いて、審査の計画を定めなければならない。

2 前項の審査の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 調査を行う手続において整理された争点及び証拠(その後の審査の手続における取調べが必要な証拠として整理されたものを含む。)を定めなければならない。

二 審問を行う期間及び回数並びに尋問する証人の数

三 第二十七条の十二第一項の命令の交付の予定期間
2 労働委員会は、審査の現状その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、当事者双方の意見を聴いて、審査の計画を変更することができる。

4 労働委員会及び当事者は、適正かつ迅速な審査の実現のため、審査の計画に基づいて審査が行われるよう努めなければならない。

(証拠調べ)
第二十七条の七 労働委員会は、当事者の申立てにより又は職権で、調査を行う手続においては第二号に掲げる方法により、審問を行う手続においては次の各号に掲げる方法により証拠調べをすることができる。

一 事実の認定に必要な限度において、当事者又は証人に出頭を命じて陳述させること。

2 事件に関係のある帳簿書類その他の物件であつて、当該物件によらなければ当該物件とより認定すべき事実を認定することが困難となるおそれがあると認めるもの(以下「物件」といいう。)の所持者に対し、当該物件の提出を

命じ、又は提出された物件を留め置くこと。
2 労働委員会は、前項第二号の規定により物件の提出を命ずる处分(以下「物件提出命令」といふ)をするかどうかを決定するに当たつては、個人の秘密及び事業者の事業上の秘密の保護に配慮しなければならない。
3 労働委員会は、物件提出命令をする場合において、物件に提出を命ずる必要がないと認める部分又は前項の規定により配慮した結果提出を命ずることが適当ないと認める部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。
4 調査又は審問を行う手続に参与する使用者委員及び労働者委員は、労働委員会が第一項第一号の規定により当事者若しくは証人に出頭を命ずる処分(以下「証人等出頭命令」という。)又は物件提出命令をしようとする場合には、意見を述べることができる。
5 労働委員会は、職権で証拠調べをしたときは、その結果について、当事者の意見を聽かなければならぬ。
6 物件提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
一 物件の表示
二 物件の趣旨
三 物件の所持者
四 証明すべき事実
5 労働委員会は、物件提出命令をしようとする場合には、物件の所持者を審尋しなければならない。
6 労働委員会が当事者に陳述させることは、その当事者に宣誓をさせることができる。
7 労働委員会は、物件提出命令をしようとする場合には、物件の所持者を審尋しなければならない。
8 労働委員会は、物件提出命令をする場合は、第六項各号第三号を除く。に掲げる事項を明らかにしなければならない。
9 労働委員会が証人に陳述させるときは、その証人に宣誓をさせなければならない。
2 労働委員会が当事者に陳述させることは、その当事者に宣誓をさせることができる。
第二十七条の九 民事訴訟法(平成八年法律第百二十七条の九)
(審問廷の秩序維持)
九号)第百九十六条、第百九十七条及び第二百一条第二項から第四項までの規定は、労働委員会が証人に陳述させる手続に、同法第二百十一条の規定において準用する同法第二百一条第二項の規定は、労働委員会が当事者に陳述させる手続について準用する。
第27条の11 労働委員会は、審問を妨げる者に対し退廷を命じ、その他審問廷の秩序を維持するために必要な措置を執ることができる。(救済命令等)
第二十七条の十二 労働委員会は、事件が命令を発するのに熟したときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立てを棄却する命令(以下「救済命令等」という。)を発しなければならない。
2 調査又は審問を行う手続に参与する使用者委員及び労働者委員は、労働委員会が救済命令等の付与は、労働委員会の会長が行う。民事執行第五号に掲げる債務名義とみなす。
3 第一項の事実の認定及び救済命令等は、書面によるものとし、その写しを使用者及び申立人に交付しなければならない。
4 救済命令等は、交付の日から効力を生ずる。(救済命令等の確定)
第二十七条の十三 使用者が救済命令等について第二十七条の十九第一項の期間内に同項の取消しの訴え提起しないときは、救済命令等は、確定する。
2 使用者が確定した救済命令等に従わないときは、労働委員会は、使用者の住所地の地方裁判所にその旨を通知しなければならない。この通知は、労働組合及び労働者もすることができる。
3 第二十七条の十五 使用者は、都道府県労働委員会の救済命令等の交付を受けたときは、十五日以内(天災その他この期間内に異議の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内)に、その理由を記載した書面により、中央労働委員会に異議を申し立てることができる。
4 中央労働委員会は、前項の規定による異議において、いつでも、当事者に和解を勧めることができる。
5 審査の申立て又は異議の申立ての審理は、書面による。
6 中央労働委員会は、職権で審査申立人又は異議申立人を審尋することができる。
第二十七条の十四 労働委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができる。
2 救済命令等が確定するまでの間に当事者間で和解が成立し、当事者双方の申立てがあつた場合において、労働委員会が当該和解の内容が当事者間の労働関係の正常な秩序を維持させ、又は確立させるため適当と認めるときは、審査の手続は終了する。
3 前項に規定する場合において、和解(前項の(再審査と訴訟との関係))
第二十七条の十六 中央労働委員会は、第二十七

条の十九第一項の訴えに基づく確定判決によつて都道府県労働委員会の救済命令等の全部又は一部が支持されたときは、当該救済命令等について、再審査することができない。

(再審査の手続への準用)
第二十七条の十七 第二十七条第一項、第二十七条の二から第二十七条の九まで、第二十七条の十第三項から第六項まで及び第二十七条の十一から第二十七条の十四までの規定は、中央労働委員会の再審査の手続について準用する。この場合において、第二十七条の二第一項第四号中「とき」とあるのは「とき又は事件について既に発せられている都道府県労働委員会の救済命令等に関与したとき」と読み替えるものとする。

(審査の期間)
第二十七条の十八 労働委員会は、迅速な審査を行ふため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。

第三節 訴訟
(取消しの訴え)
第二十七条の十九 使用者が都道府県労働委員会の救済命令等について中央労働委員会に再審査の申立てをしないとき、又は中央労働委員会が救済命令等を発したときは、使用者は、救済命令等の交付の日から三十日以内に、救済命令等の取消しの訴え提起することができる。この期間は、不变期間とする。

2 使用者は、第二十七条の十五第一項の規定により中央労働委員会に再審査の申立てをしたときは、その申立てに対する中央労働委員会の救済命令等に対しても、取消しの訴え提起することができる。この訴えについては、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十一条を加える。
3 前項の規定は、労働組合又は労働者が行政事件訴訟法の定めるところにより提起する取消しの訴えについて準用する。
(緊急命令)

第二十七条の二十 前条第一項の規定により使用者が裁判所に訴え提起した場合において、受訴裁判所は、救済命令等を発した労働委員会の申立てにより、決定をもつて、使用者に対し判断の確定に至るまで救済命令等の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立てにより、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。

(証拠の申出の制限)
第二十七条の二十一 労働委員会が物件提出命令をしたにもかかわらず物件を提出しなかつた者は、審査の手続において当事者でなかつた者を除く。は、裁判所に対し、当該物件提出命令に係る物件により認定すべき事実を証明するために、当該物件に係る証拠の申出をすることができない。ただし、物件を提出しなかつたことにについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

第四節 雜則
(中央労働委員会の勧告等)
第二十七条の二十二 中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、この法律の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は法令の適用その他当該事務の処理に関して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研修その他の援助を行うことができる。

(訴訟における指定代理人)
第二十七条の二十三 都道府県労働委員会は、公益委員、事務局長又は事務局の職員でその指定するものに都道府県労働委員会を当事者とする訴訟を行わせることができる。

第二十八条の二 第二十七条の規定による労働委員会の命令を「救済命令等」に、「禁」を「禁錮」に、「十万円」を「百万円」に改め、同条の次に次の二条第三項の規定は、適用しない。
3 第二十七条の規定により準用する場合を含む。の規定により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三十万円以下の過料に処する。

ときは、三月以上十年以下の懲役に処する。
第二十九条及び第三十条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

第三十二条中「第二十七条第八項」を「第二十七条の二十」に、「十万円」を「五十万円」に、「不履行の」を「日の翌日から起算して不履行の日数が五日を超える場合にはその超える」に、「金額」を「金額に加えた金額」に、「同条第九項」を「第二十七条の十三第一項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)」に、「労働委員会の命令」を「救済命令等」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第三十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。
一 正当な理由がないのに、第二十七条の七第一項第一号(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定による処分に違反して出頭せず、又は陳述をしない者
二 正当な理由がないのに、第二十七条の七第二項第二号(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定による処分に違反して物件を提出しない者
三 正当な理由がないのに、第二十七条の八(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定による処分に違反して宣誓しない者

万円以下の過料に処する。
附則の次に次の別表を加える。

別表(第十九条の十二関係)

十五人	七人
三人	二人
七人	五人
九人	四人
十一人	六人

附 則

第一条 この法律は平成十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条の四の改正規定、同条を第二十七条の二十六とする改正規定、第二十七条の七条の二十六とする改正規定、第二十七条の三の改正規定、同条を第二十七条の二十五とする改正規定、第二十七条の二の改正規定、同条を第二十七条の二十四とする改正規定、

第二十七条の次に十七条、一節、節名及び二条を加える改正規定(第二十七条の二十二及び第二十七条の二十三に係る部分に限る。)並びに次条の規定 公布の日

二 附則第十六条の規定 行政事件訴訟法の一項の公布の日又はこの法律の公布の日のいづれか遅い日

二 新法第二十七条の二十二等の適用に関する特例

新法第二十七条の二十二等の適用に関する特例

第二条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間における改正後の労働組合法(以下「新法」という。)第二十七条の二十二から第二十七条の二十六までの規定の適用について

第三十二条の三 第二十七条の八第二項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定により宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、三十万円以下の過料に処する。

第三十二条の四 第二十七条の十一(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定による処分に違反して審問を妨げた者は、

二十三中「都道府県労働委員会」と、新法第二十七条の二十四

中「の規定により出頭を求められた者又は第二

十七条の七第一項第一号、第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)の証人」とあ

るの「又は第二十七条第三項の規定により出

頭を求められた者」と、新法第二十七条の二十

五中「処分(第二十四条の二第五項の規定により公益委員がする処分及び同条第六項の規定により公益を代表する地方調整委員がする処分を含む。)」とあり、第二十七条の二十六中「処分(第

二十四条の二第五項の規定により公益委員がした処分及び同条第六項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。)」とあるのは「処分」とする。

(地方労働委員会がした処分等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に法令の規定により地方労働委員会がした処分その他の行為は、この法律の施行後は、当該法令の相当規定により都道府県労働委員会がした処分その他の行為とな

2 この法律の施行の際現に法令の規定により地方労働委員会に対してされている申立てその他の手続は、この法律の施行後は、当該法令の相当規定により都道府県労働委員会に対してされた申立てその他の手続とみなす。

3 この法律の施行の際現に地方労働委員会の委員である者は、この法律の施行の日に、新法第十九条の十二第三項の規定により、都道府県労働委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第四項の規定において準用する新法第十九条の五第一項の規定にかかるらず、同日におけるこの法律による改正前の労働組合法第十九条の十二第三項の規定により任命された地方労働委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第六条 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第七条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第八条 第二項及び第三項中「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に改める。

第九条 地方自治法目次中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第十条 第百八十五条第三項、第九十八条、第一百条第一項、第一百十一条及び第一百一十五条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

二 労働委員会

第一百九十九条第二項、第九項及び第十二項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第一百八十八条の五第二項中「の外」を「のほか」に、「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項第二号を次のように改める。

二号を次のように改める。

二号を次のように改める。

二号を次のように改める。

二号を次のように改める。

二号を次のように改める。

二号を次のように改める。

二号を次のように改める。

第三条第一項中「(第五条第二項第八号)を

「第五条第二項第八号」に、「第二十七条第九項中段及び後段」を「第二十四条の二第一項及び第二項、第二十七条の十三第二項」に改め、同

条第二項中「規定する処分を「規定する事件の処理」に、「その処分」を「事件の処理」に改め

る。

第十九条第二項中「同条第四項」を「同法第二十五号」の一部を次のように改めること。

第七十条第一項及び第二項を次のように改めること。

第六十二条第一項の次に次の一号を加え

る。

二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

(地方公営企業等の労働関係に関する法律の一

部改正)

第十一条 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改めること。

第十六条の三第二項中「同条第五項若しくは

第十一項を「同法第二十七条の十五第一項若しくは第二項」に改めること。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第十六条の三第二項若しくは第十一項を「同法第二十七条の十五第一項若しくは第二項」に改めること。

第十二条 第一百四十二条第一項の次に次の二項を加える。

第十五条 独立行政法人国立印刷局法(平成十四年法律第四十一号)の一部を次のように改めること。

附則第十条第一項中「及び第二十七条(第九項中段及び後段を除く。)」を「並びに第四章第二節(第二十七条の十三第二項を除く。)及び第三節」に改めること。

第十六条 行政事件訴訟法の一部を改正する法律の一部改正)

附則第十一条第一項中「及び第二十七条(第九項中段及び後段を除く。)」を「並びに第四章第二節(第二十七条の十三第二項を除く。)及び第三節」に改めること。

附則第十三条を次のように改めること。

第十六条 行政事件訴訟法の一部を改正する法律の一部改正)

第十三条 労働組合法(昭和二十四年法律第七百八項)の一部を次のように改めること。

第十二条 国土交通省設置法(平成十一年法律第一百零二条)の一部を次のように改めること。

第十四条 第二十三条第二項中「命令」の下に「和解」を加える。

(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正)

第十三条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)の一部を次

のよう

に改正する。

第七十条第一項中「委員三人以上十二人以内」を「三人以上政令で定める人数以内の委員」に改めること。

府県労働委員会に改める。

第十四条 独立行政法人造幣局法(平成十四年法律第四十号)の一部を次のように改めすること。

附則第九条第一項中「及び第二十七条(第九項中段及び後段を除く。)」を「並びに第四章第二節(第二十七条の十三第二項を除く。)及び第三節」に改めること。

第十五条 独立行政法人国立印刷局法(平成十四年法律第四十一号)の一部を次のように改めること。

附則第十条第一項中「及び第二十七条(第九項中段及び後段を除く。)」を「並びに第四章第二節(第二十七条の十三第二項を除く。)及び第三節」に改めること。

附則第十三条を次のように改めること。

第十六条 行政事件訴訟法の一部を改正する法律の一部改正)

第十三条 労働組合法(昭和二十四年法律第七百八項)の一部を次のように改めること。

第十二条 第二十三条第一項の見出しを「抗告訴訟

の取扱い等」に改め、同条中「指定するものに」の下に「都道府県労働委員会の処分に係る行政事件訴訟法第十一条第一項の規定による

都道府県を被告とする訴訟又は」を加え、同

条を同条第二項とし、同条に第一項として次

の項を加える。

都道府県労働委員会は、その処分(行政事

件訴訟法第三条第二項に規定する処分をい

い、第二十四条の二第五項の規定により公益

委員がした処分及び同条第六項の規定により公益

を代表する地方調整委員がした処分を含む。

次項において同じ。)に係る行政事件訴訟

法第十一條第一項(同法第三十八条第一項に

おいて準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による都道府県を被告とする訴訟

について、当該都道府県を代表する。

理由

不当労働行為事件の迅速かつ的確な処理を図るために、労働委員会の行う審査の手続及び体制を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人医薬基盤研究所法案

目次

- 第一章 総則(第一条~第六条)
- 第二章 役員及び職員(第七条~第十四条)
- 第三章 業務等(第十五条~第十七条)
- 第四章 財務及び会計(第十八条~第十九条)
- 第五章 雑則(第二十条~第二十二条)
- 第六章 罰則(第二十三条~第二十四条)
- 附則 第二章 総則

(目的)
第一条 この法律は、独立行政法人医薬基盤研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)
第一条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人医薬基盤研究所とする。

(研究の目的)
第三条 独立行政法人医薬基盤研究所(以下「研究

所」という。)は、医薬品技術及び医療用具等技術に関し、医薬品及び医療用具等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる

共通的な研究民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行うこととなる

物の整備を図り、もつて国民保健の向上に資することを目的とする。

(定義)
第四条 この法律において「医薬品」とは、薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品であつて、専ら動物のために使用されることとされているもの以外のものをいう。

二 この法律において「医療用具」とは、薬事法第二条第四項に規定する医療用具であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているもの以外のものをいう。

三 この法律において「医薬品技術」とは、医薬品の生産又は販売に関する技術のうち厚生労働省の所掌に係るものであつて、その品質、有効性及び安全性の確保又は向上に寄与するものその他の国民の健康の保持増進に相当程度寄与するもの

のをいう。

四 この法律において「医療用具等技術」とは、医療用具その他の人の疾病的診断、治療若しくは予防に使用すること又は人の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている物(以下「医療用具等」という。)の生産又は販売に関する技術のうち厚生労働省の所掌に係るものであつて、これらの品質、有効性及び安全性の確保又は向上に寄与するものその他国民の健康の保持増進に相当程度寄与するもの(医薬品技術を除く。)をいう。

五 この法律において「希少疾病用医薬品」とは、薬事法第二条第八項に規定する希少疾病用医薬品をいう。

六 この法律において「希少疾病用医療用具」とは、薬事法第二条第八項に規定する希少疾病用医療用具となることができる。

医療用具をいう。

(事務所)
第五条 研究所は、主たる事務所を大阪府に置く。

(資本金)
第六条 研究所の資本金は、附則第八条第二項並びに附則第十一條第二項及び第三項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

二 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。

三 研究所は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職務又は支配力を有する者を含む。)

三 第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人医薬基盤研究所法第十一條」とする。

二 研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人医薬基盤研究所法第十一条及び第十一條」とする。

二 第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人医薬基盤研究所法第十一條」とする。

二 第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人医薬基盤研究所法第十一条及び第十一條」とする。

(役員の任期)
第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員の欠格条項の特例)
第十条 通則法第二十二条の規定にかかるわらず、教育公務員で政令で定めるもの(次条各号のいづれかに該当する者を除く。)は、理事又は監事となることができる。

(業務の範囲)
第十五条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一 医薬品技術及び医療用具等技術に関する次に掲げる業務
イ 医薬品及び医療用具等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる

共通的な研究を行い、その成果を普及する

こと。

□ 基礎的研究(イに掲げるものを除く)を他に委託して行い、その成果を普及すること。

ハ 試験研究を政府等(政府及び独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。ニにおいて同じ。以外の者に委託して行い、その成果を普及すること(口に掲げるものを除く。)。

二 政府等以外の者に対し、試験研究を国、試験研究機関又は試験研究に関する業務を行なう独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。

ホ 海外から研究者を招へいすること。

ヘ 情報を収集し、整理し、及び提供すること。

一 希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具に関する試験研究に関し、必要な資金に充てたための助成金を交付し、並びに指導及び助言を行うこと(厚生労働省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。)。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規定(罰則を含む。)は、前条第二号の規定により研究所が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十条中「国」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所」と、同法第十四条中「国の会計年度」と

あるのは「独立行政法人医薬基盤研究所の事業年度」と読み替えるものとする。

(試験研究実施者等の納付金)

第十七条 研究所は、業務方法書で定めるところにより、第十五条第二号の助成金の交付を受けた者であつて、当該助成金に係る希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具に関する試験研究を行つた者又はその承継人(以下この条において「試験研究実施者等」という。)から、当該希少

疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具の利用により試験研究実施者等が得た収入又は利益の一部を同号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に充てるための納付金として徴収することがで

きる。

第四章 財務及び会計

(区分経理)

第十八条 研究所は、次に掲げる業務ごとに経理

を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一号イ及び口並びに第二号に掲

げた業務並びにこれらに附帯する業務

二 第十五条第一号ハからトまでに掲げる業務

及びこれらに附帯する業務

(利益及び損失の処理の特例等)

第十九条 研究所は、前条第一号に掲げる業務に

係る勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業

年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規

定による積立金があるときは、その額に相当す

る金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額

を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間

に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中

期計画(同項後段の規定による変更の認可を受

けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第

十五条に規定する業務の財源に充てることがで

きる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の部局に、財務大臣に協議しなければならない。

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前条第二号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第三項の納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

められた日から施行する。

一 附則第十二条、第十三条及び第十六条の規定

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日

又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の公布の

日のいずれか遅い日

(職員の引継ぎ等)

第二条 研究所の成立の際現に厚生労働省の部局

又は機関で政令で定めるものの職員である者

は、厚生労働大臣が指名する者を除き、別に辞

令を発せられない限り、研究所の成立の日にお

いて、研究所の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により研究所の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第二項の規定の適用につ

いては、研究所の職員を同項に規定する特別職

国家公務員等と、前条の規定により国家公務員

としての身分を失つたことを任命権者の要請に

応じ同項に規定する特別職国家公務員等となる

1号に規定する職員には該当しないものとす

ため退職したことのみなす。

第四条 附則第二条の規定により厚生労働省の職員が研究所の職員となる場合には、その者に対

第二十三条 第十三の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十五条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第十九条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

三 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

四 前条第二号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

五 第一項から第三項までの規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えるものとする。

六 前各項に定めるもののほか、第三項の納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

められた日から施行する。

一 附則第十二条、第十三条及び第十六条の規定

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日

又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の公布の

日のいずれか遅い日

(職員の引継ぎ等)

第二条 研究所の成立の際現に厚生労働省の部局

又は機関で政令で定めるものの職員である者

は、厚生労働大臣が指名する者を除き、別に辞

令を発せられない限り、研究所の成立の日にお

いて、研究所の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により研究所の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第二項の規定の適用につ

いては、研究所の職員を同項に規定する特別職

国家公務員等と、前条の規定により国家公務員

としての身分を失つたことを任命権者の要請に

応じ同項に規定する特別職国家公務員等となる

1号に規定する職員には該当しないものとす

ため退職したことのみなす。

第四条 附則第二条の規定により厚生労働省の職員が研究所の職員となる場合には、その者に対

しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 研究所は、前項の規定の適用を受けた研究所の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 研究所の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いた在職期間を研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

4 研究所の職員として在職した後引き続いた在職期間におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の研究所の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 研究所は、研究所の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた在職期間におけるその者のうち研究所の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業給付の受給資格を取得するまでの間に研究所を退職したものであつて、その退職した日まで厚生労働省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しても、同条の規定により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第五条 附則第二条の規定により研究所の職員となつた者であつて、研究所の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第

七条第一項(同法附則第六条第三項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による

認定を受けているものが、研究所の成立の日ににおいて児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関する規定では、研究所の成

立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長・特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

研究所の成り立の日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員に関する経過措置

第六条 研究所の成立の日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員(同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この条において同じ。)及びその所管する独立行政法人の職員をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この条において「厚生労働省共済組合」という。)の組合員である職員(同日において附則第二条に

第七条 研究所の成立の際現に存する国家公務員法第一百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により研究所に引き継がれる職員であるものは、研究所の成立の際労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日まで、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものに

認めた日)までに申出をしたときは、同日以後引き続く当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該役職員の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。)がすることができる。

3 研究所の成立の日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員(同日において附則第二条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。)が研究所の成り立の日において役職員となる場合であつて、かつ、第一項又は前項の規定による申出を行わなかつた場合には、当該役職員は、研究所の成り立の日の前日に退職(国家公務員共済組合法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)したものとみなす。

(研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第七条 研究所の成り立の際現に存する国家公務員法第一百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により研究所に引き継がれる職員であるものは、研究所の成り立の際労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、研究所の成り立の日から起算して六十日を経過する日まで、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものに算して二十日を経過する日(正当な理由がある場合は、第二十二条の規定にかかわらず同法の規定の適用については、当該役職員は、同日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条た

し書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(国の権利義務の承継等)

第八条 研究所の成り立の際、第十五条第一号イに掲げる業務及びこれに附帯する業務に関し、現に国有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成り立の時において研究所が承継する。

2 前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継された権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究所の成り立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(非課税)

第九条 前条第一項の規定により研究所が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しても、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(国有財産の無償使用)

第十条 国は、研究所の成り立の際現に附則第二条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構の権利義務の承継等)

第十一条 研究所の成り立の際、附則第十六条の規定による改正前の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号。以下「旧機構法」という。)第十五条第一項第二号及び第四号並びに附則第十八条第一項から第三項

までに掲げる業務に関し、現に独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が有する権利及び義務は、研究所の成立の時において研究所が承継する。

前項の規定により研究所が機構の権利及び義務を承継したときは、旧機構法第二十九条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定において研究所の成立の日の前日までに政府から機構に対し所の成立の日の前日までに政府から機構に対し出資された額は、その承継に際し政府から研究所に、第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

3 第一項の規定により研究所が機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧機構法第二十九条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定から承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究所に、第十五条第一号口及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されるものとする。

4 附則第八条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

5 第一項の規定により研究所が機構の権利及び義務を承継したときは、旧機構法附則第十八条第一項から第三項までに掲げる業務に係る勘定において研究所の成立の日の前日までに政府から機構に対し出資された額（次項の規定により出資されたものとされた額を含み、同項の規定により出資がなかつたものとされた額を除く。）は、その承継に際し政府から研究所に、次条第一項から第三項までに規定する業務（以下「承継業務」という。）に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

6 機構が旧機構法附則第十三条第一項の規定による差額に相当する額については研究所の成立の日の前日において、政令で定めるところによること。

り、機構に対し政府から出資されたものとし、当該株式の処分により生じた収入の総額が当該研究所が承継業務を行う場合には、第六条第一項中附則第八条第二項並びに附則第十二条第二項及び第三項とあるのは「附則第八条第二項並びに附則第十二条第二項、第三項及び第五項」と、第十九条第四項及び第五項中「勘定」とあるのは「勘定及び附則第十二条第四項に規定する承継勘定」とする。

7 機構は、第一項の規定により研究所が機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次に掲げる額の合計額によりその資本金を減少するものとする。

一 第二項及び第五項の規定により研究所に対して出資されたものとされた額。

二 旧機構法第二十九条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定において研究所の成立の日の前日までに政府から機構に対して出資された額。

（承継業務等）

第十二条 研究所は、第十五条に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間に、旧機構法附則第十三条第一項の規定により機構が承継した株式であつて、前条第一項の規定により機構から承継したものとの処分の業務を行ふ。

2 研究所は、第十五条及び前項に規定する業務のほか、旧機構法附則第二十一条の規定による廃止前の医薬品副作用被害救済・研究振興調査のほか、旧機構法附則第二十一条の規定による廃止前の医薬品副作用被害救済・研究振興調査のほか、旧機構法附則第二十七条の規定により出資されたものとされた額を含み、同項の規定により出資がなかつたものとされた額を除く。）、その承継に際し政府から研究所に、次条第一項から第三項までに規定する業務（以下「承継業務」という。）に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

（薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正）

3 第十五条 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六条号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち薬事法第八十三条规定の改正規定中「第十三条の二第二項第一号」を「第十三条の三第一項第一号」に改める。

附則第二十五条の二の次に次の一条を加える。

（以下「承継勘定」という。）を設けて経理しなければならない。

4 研究所は、承継業務については、特別の勘定（以下「承継勘定」という。）を設けて経理しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定により研究所が承継業務を行う場合には、第六条第一項中附則第八条第二項並びに附則第十二条第二項及び第三項とあるのは「附則第八条第二項及び第五項」と、第十九条第四項及び第五項中「勘定」とあるのは「勘定及び附則第十二条第四項に規定する承継勘定」とする。

6 承継業務は、第二十四条第一号の規定の適用については、第十五条第一号ハからトまでに掲げる業務とみなす。

7 承継業務は、第二十四条第一号の規定の適用については、第十五条第一号ハからトまでに掲げる業務とみなす。

（第二条第十四項）

二条第八項を「第二条第十四項」に改める。

第十五条第一号中「医療用具等技術」を「医療機器等技術」に改め、同号イ中「医療用具等並びに」を「医療機器等並びに」に改め、同号ニ中「希少疾病用医療機器」を「医療機器等技術」に改め、同号イ中「医療用具等第二号中「希少疾病用医療用具」を「希少疾病用医療機器」に改める。

第十七条中「希少疾病用医療用具」を「希少疾病用医療機器」に改める。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正）

第六条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部を次のように改正する。

第三条中「国民の健康の保持増進に寄与する医薬品技術等の研究及び開発を振興することもに」を削る。

（資本金）

第六条 機構の資本金は、その設立に際し、附則第十二条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額並びに附則第十三条第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額のうち第十五条第一項第五号及び同条第三項に掲げる業務（以下「審査等業務」という。）に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものの合計額とする。

第十五条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

の号」を削り、「掲げる業務」の下に「及び厚生労働省の所管する他の独立行政法人の業務に属するもの」を加える。

第二十七条及び第二十八条を次のように改める。

第二十九条及び第二十八条 削除

第二十九条第一項第三号を次のように改める。

三 審査等業務

第二十九条第一項第四号及び第五号を削る。

第三十一条第一項中「第二十九条第一項第四号及び第五号」を「第二十九条第一項第三号」に改め、「それぞれの」を削り、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、第八項を第六項とする。

附則第十五条第五項及び第十七条第三項中「第三十一条第六項及び第七項」を「第三十一条第四項及び第五項」に改める。

附則第十八条及び第十九条を次のように改める。

附則第十五条第五項及び第十七条第三項中「第三十一条第六項及び第七項」を「第三十一条第四項及び第五項」に改める。

理由

近年における医薬品技術及び医療用具等技術の高度化の状況、医薬品、医療用具等の研究及び開発に係る国際競争力の強化の必要性等にかんがみ、医薬品技術及び医療用具等技術の向上のための基盤の整備を図るとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う研究及び開発の振興に係る業務を移管するため、独立行政法人医薬基盤研究所を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

結核予防法の一部を改正する法律案

結核予防法の一部を改正する法律

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一

部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則 第一条—第三条」を「第三十一条第六項及び第七項」に改める。

第一章の二 基本指針等(第三条の二)

一章の二 基本指針等(第三条の三・第三条の四)に、「結核診査協議会」を「結核の診査に関する協議会」に、「第七十一条」を「第七十二条」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じた結核に関する正しい知識の普及、結核に関する情報の収集、整理、分析及び提供、結核に関する研究の推進、結核の検査能力の向上並びに結核の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、結核患者が適正な医療を受けられるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二条を次に改める。

(医師等の責務)

第三条の二 医師その他の医療関係者は、結核の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、結核患者が置かれている状況を深く認識して、適正な医療を行ふよう努めなければならない。

第三条の二 医師その他の医療関係者は、結核の予防に寄与するよう努めるとともに、結核患者が置かれている状況を深く認識して、適正な医療を行ふよう努めなければならない。

第三条の二 医師その他の医療関係者は、結核の予防に寄与するよう努めなければならない。

3

国は、結核に関する情報の収集及び研究並びに結核に係る医療のための医薬品の研究開発の推進並びに結核菌の検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

（国民の責務）

第三条 国民は、結核に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、結核患者の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

（医師等の責務）

第三条の二 医師その他の医療関係者は、結核の予防に寄与するよう努めるとともに、結核患者の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

（厚生労働大臣の責務）

第三条 国民は、結核に関する正しい知識を持つ、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、結核患者の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

6

の推進に関する事項
結核の予防に関する人材の養成に関する事項

七 結核に関する啓発及び知識の普及並びに結核患者の人権の配慮に関する事項

八 その他結核の予防の推進に関する重要事項

指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、厚生科学審議会の意見を聽かなければならない。

厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3

の推進に関する事項
結核に係る医療のための医薬品の研究開発

に提出するとともに、公表しなければならない。

6 予防計画は、感染症の予防及び感染症の患者

に対する医療に関する法律(平成十年法律第百

十四号)第十条の規定により定める感染症の予

防のための施策の実施に関する計画と一体のも

のとして定めることができる。

第四条第一項中「除く。」の下に「であつて政令

で定めるもの」を加え、同条第三項中「市町村長」

の下に「特別区の長を含む。以下同じ。」を、「以

外の者」の下に「であつて政令で定めるもの」を加

える。

第五条及び第六条を次のように改める。

(定期外の健康診断)

第五条 都道府県知事は、結核の予防上特に必要

があると認めるときは、結核にかかると

疑うに足りる正当な理由のある者に対し結核に

かかると認めるかどうかに関する医師の健康診断

を受け、又はその保護者(親権を行う者又は後

見人をいう。以下同じ。)に対し結核にかかると

疑うに足りる正当な理由のある者に健康

診断を受けさせるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受

けた者が当該勧告に従わないときは、当該結核

にかかると疑うに足りる正当な理由のある者

について、当該職員に健康診断を行わせる

ことができる。

3 都道府県知事は、第一項に規定する健康診断の措

置を実施する場合には、同時に、当該勧告をし、

又は当該措置を実施する理由その他の厚生労働

省令で定める事項を書面により通知しなければ

ならない。ただし、当該事項を書面により通知

しないで健康診断の勧告をし、又は健康診断の措

置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

4 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の

期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

第六条 削除

第七条第二項を削る。

第八条中「且つ」を「かつ」に改める。

第十二条中「実施に関する」を「方法及び」に改め

る。

第十三条第一項から第三項までを削り、同条第

四項中「ツベルクリン反応検査を行い、かつ、そ

の反応が陰性である者に対して」を削り、同項

を同条とする。

第十四条中「第五条各号に掲げる者について」

及び「ツベルクリン反応検査を行い、かつ、そ

の反応が陰性である者に対しては」を削る。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条中「第十三条各項」を「第十三条」に改め

る。

第十七条 第十三条の予防接種の対象者は、同条

の規定により行われる予防接種(同条の規定に

より指定された期日又は期間満了前三月以内に

市町村長以外の者により行われる予防接種であ

つて、第二十一条の規定に基づく厚生労働省令

で定める技術的基準(次項において「予防接種基

準」という。)に適合するものを含む)を受ける

よう努めなければならない。

2 第十四条の規定により予防接種の対象者とし

て指定された者は、同条の規定により行われる

予防接種(同条の規定により指定があつた日以

後当該指定に係る期日又は期間満了の日までの

間に、都道府県知事以外の者により行われるもの

を含む)を受けるよう努めなければならない。

第十九条の見出し中「ツベルクリン反応検査又は」

び」を削り、同条中「ツベルクリン反応検査及び」

を削る。

第二十一条中「ツベルクリン反応検査及び」を削る。

第二十一条の二第一項中「第十七条第二項に規定する予防接種又は同条第三項」を「第十七条に規定する定期外」を削り、「基く」を「基づく」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第十二条中「実施に関する」を「方法及び」に改め

る。

第十三条第一項から第三項までを削り、同条第

四項中「ツベルクリン反応検査を行い、かつ、そ

の反応が陰性である者に対して」を削り、同項

を同条とする。

第十四条中「第五条各号に掲げる者について」

及び「ツベルクリン反応検査を行い、かつ、そ

の反応が陰性である者に対しては」を削る。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条中「第十三条各項」を「第十三条」に改め

る。

第十七条 第結核診査協議会を「結核

の診査に関する協議会」に改める。

第十八条 結核の診査に関する協議会

の見出しを「結核の診査に関する協議会」に改め、同条第一項中「結核診査協議会」を「結核

の診査に関する協議会(以下「協議会」とい

う。)に改め、同条第一項中「結核診査協議会」を「協議会」に改める。

第四十九条第一項中「結核診査協議会」を「協議

会」に、「五人」を「三人以上」に改め、同条第二項

中「関係行政の職員及び」を削り、「従事する者

の下に「及び医療以外の学識経験を有する者」を加

え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、その過半数は、医師のうちから任命

しなければならない。

第四十九条第三項から第五項までを削る。

第五十条を次のように改める。

(条例への委任)

第五十条 この法律に規定するもののほか、協議

会に関し必要な事項は、条例で定める。

第五十一条第三号を削り、同条第四号中「ツベ

ルクリン反応検査及び」を削り、同号を同条第三

号とし、同条第五号中「行なう」を「行う」に改め、同条中同号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十二条第三号を削り、同条第四号中「ツベ

ルクリン反応検査及び」を削り、同条中同号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第五十四条中「次に掲げる」を第四条第一項の規定による定期の健康診断に要するに改め、各号を削る。

第五十五条中「次に掲げる」を「第四条第一項の規定により、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する」に改め、各号を削る。

第五十六条中「次に掲げる」を「第五十五条の二中「第五十二条第五号」を「第五

十二条第四号」に改める。

第五十七条第一項第一号中「第五十二条第

九号」を「第五十二条第八号」に改め、同項第二号中「第五十二条第十号」を「第五十二条第九号」に改め、各号を削る。

第五十八条第一項第一号中「第五十二条第

九号」を「第五十二条第八号」に改め、同項第二号中「第五十二条第十号」を「第五十二条第九号」に改め、各号を削る。

第五十九条第一項第一号中「第五十二条第

九号」を「第五十二条第八号」に改め、同項第二号中「第五十二条第十号」を「第五十二条第九号」に改め、各号を削る。

第六十条第一項第一号中「第五十二条第

九号」を「第五十二条第八号」に改め、同項第二号中「第五十二条第十号」を「第五十二条第九号」に改め、各号を削る。

第六十一条第一項第一号中「第五十二条第

九号」を「第五十二条第八号」に改め、同項第二号中「第五十二条第十号」を「第五十二条第九号」に改め、各号を削る。

第六十二条第一項第一号中「第五十二条第

九号」を「第五十二条第八号」に改め、同項第二号中「第五十二条第十号」を「第五十二条第九号」に改め、各号を削る。

第六十三条第一項第一号中「第五十二条第

九号」を「第五十二条第八号」に改め、同項第二号中「第五十二条第十号」を「第五十二条第九号」に改め、各号を削る。

第六十四条第一項第一号中「ツベルクリン反応検査(第

四条第一項及び第三項並びに第五条に規定する健

康診断において行われるもの)を除く。以下この項

において同じ。)又は「及びツベルクリン反応検査

又は」を削る。

第六十五条第一項中「ツベルクリン反応検査(第

四条第一項及び第三項並びに第五条に規定する健

康診断において行われるもの)を除く。以下この項

において同じ。)又は「及びツベルクリン反応検査

又は」を削る。

第六十六条第一項第一号中「ツベルクリン反応検査(第

四条第一項及び第三項並びに第五条に規定する健

康診断において行われるもの)を除く。以下この項

において同じ。)又は「及びツベルクリン反応検査

又は」を削る。

第六十七条第一項第一号中「ツベルクリン反応検査(第

四条第一項及び第三項並びに第五条に規定する健

康診断において行われるもの)を除く。以下この項

において同じ。)又は「及びツベルクリン反応検査

又は」を削る。

項を削る。

第六十六条第四項中「ツベルクリン反応検査」を削る。

第六十七条中「第十四条」の下に「第十七条第二項」を加え、「第四号及び第六号、第六十三条第四号」を「第三号及び第五号、第六十三条第三号」に、「第三十七条第二項」を「第三十七条」に、「及び第四号から第十号」を「から第九号」に改める。本則に次の一条を加える。

(経過措置)

第七十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

附 則

(施行期日)
(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法(一部改正))

第三条 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法(昭和三十九年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「及び第四号から第七号」を「から第六号」に改める。
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(一部改正))

第四条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の二項を加える。
6 予防計画は、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三条の四の規定により定められたる結核の予防のための施策の実施に関する計

画と一体のものとして定めることができる。

正規の課程(学校教育法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一号)第一条の規定による改正後の学校教育法(以下「新学校教育法」という。)第五十五条第二項に規定するものを除く。)を修めて卒業した者を除く。)

2 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者に関する新薬剤師法第十五条第二号の規定の適用については、施行日以後六年間は、同号中「前号に掲げる者」とあるのは、「薬剤師法の一部を改正する法律(平成十六年法律第一号)による改正前の薬剤師法第十五条第二号に掲げる者」とする。

近年の結核り患率の動向、結核医療に関する知見の蓄積、結核患者の発生に係る地域格差の拡大等結核を取り巻く環境の変化に対応し、結核の予防のための総合的な対策の推進を図るために、予防接種の前に行われるツベルクリン反応検査を廃止するとともに、定期健康診断及び定期外健康診断の効率的な実施のための見直しを行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三条 施行日の属する年度から平成二十九年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、薬学の正規の課程(新学校教育法第五十五条第二項に規定するものを除く。)を修めて卒業した者、かつ、学校教育法に基づく大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより新薬剤師法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したものは、新薬剤師法第十五条の規定にかかるはず、薬剤師国家試験を受けることができる。

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
(施行期日)
(経過措置)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

第二条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
(施行期日)
(経過措置)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
(施行期日)
(経過措置)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
(施行期日)
(経過措置)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
(施行期日)
(経過措置)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

理 由

医療の高度化、複雑化等、薬剤師を取り巻く環境の変化に対応して、医療の担い手としての役割がより一層求められている薬剤師の資質の向上を図るため、薬剤師国家試験の受験資格を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

医療の高度化、複雑化等、薬剤師を取り巻く環境の変化に対応して、医療の担い手としての役割がより一層求められている薬剤師の資質の向上を図るため、薬剤師国家試験の受験資格を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

医療の高度化、複雑化等、薬剤師を取り巻く環境の変化に対応して、医療の担い手としての役割がより一層求められている薬剤師の資質の向上を図るため、薬剤師国家試験の受験資格を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年六月二十二日印刷

平成十六年六月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K